

MHM Asian Legal Insights

第 146 号 (2023 年 1 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者：弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. ミャンマー : [①：国家緊急事態宣言から 2 年～2008 年憲法を踏まえた今後の見通し](#)
[②：ミャンマー中央銀行による外国為替管理の強化～外資企業に対する強制兌換措置免除の再導入](#)
[③：商標法の施行に向けた動き](#)
2. タイ : [「デジタルプラットフォームサービス」への規制](#)
3. インド : [個人情報保護法の新法案の上程](#)
4. ベトナム : [担保登記に関する新政令の施行](#)

今月のコラム [ージャカルタオフィス業務開始しました！ー](#)

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 146 号 (2023 年 1 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

※本レターに記載した円建て表記は、ご参照のために、各現地通貨を現在の為替レートで換算したものとなります。

1. ミャンマー

①：国家緊急事態宣言から 2 年～2008 年憲法を踏まえた今後の見通し

ミャンマーでは、2021 年 2 月 1 日の国家緊急事態宣言（「本宣言」）の発出から間もなく 2 年が経過します。2008 年憲法上、本宣言は 2023 年 1 月 31 日付けで有効期間を満了することになります。本号では、本宣言の終了以降におけるミャンマーの統治体制について、2008 年憲法（「憲法」）に基づく見通しをお伝えします。

(1) これまでの経緯

2021 年 2 月 1 日、憲法 417 条に基づき、ミン・スエ副大統領が大統領代行として

MHM Asian Legal Insights

本宣言を発出し、立法・司法・行政の国家三権は国軍最高司令官（Commander-in-Chief : 「CIC」）に委譲されました。翌2月2日には、国家行政評議会（State Administration Council : 「SAC」）が設置されました。SACが有する法的権限については明確にされていませんが、CICより立法及び行政の権限の委譲を受けた機関として位置づけられています。本宣言の詳細については本レター第120号（2021年2月号外）をご参照下さい。

本宣言は、発出から1年間有効であり、6か月間の延長が2回まで可能とされています（憲法417条及び425条）。憲法に基づき、国防・治安評議会（National Defence and Security Council : 「NDSC」）は、2022年1月31日及び同年7月31日付けで、本宣言の6か月間の延長を決定しており、本宣言は2023年1月31日まで有効なものとなっています。

(2) 本宣言終了後の見通し

憲法上、本宣言の有効期間満了から6か月以内に総選挙を実施しなければならないとされているため、2023年7月31日までに総選挙を実施し、その結果に基づく連邦議会の招集及び大統領の指名を行う必要があります（憲法429条）。なお、本宣言の有効期間満了により、2023年2月1日以降は、本宣言に基づく権限移譲を受けているCIC及びSACはその権限を喪失することになります。2023年2月以降、総選挙の結果を踏まえた新政権の発足までの期間については、憲法の定めるところにより、NDSCが立法・行政・司法の権限を有し、国家主権を行使するものとされています（憲法427条及び429条）。NDSCがSACとほぼ同一のメンバーから構成される組織であることを踏まえると、SACによる現在の統治体制からの実質的な変更はないものと思われれます。

なお、国軍が主導する形での総選挙の実施については一部で強い反対があり、2023年7月31日までに実施できるかどうかについては予断を許さない状況にあると言えます。仮に総選挙が上記期限までに実施できなかった場合、それが国内情勢の混乱等の緊急事態に基づくものであるとNDSCが判断すれば、憲法上は、国家非常事態宣言を再度発出することも可能と考えられます。その場合、宣言発出から1年間、延長も含めると最長2年間は、改めてCICへの権限移譲が行われることとなります。8月までに総選挙が実施されるかどうかといった点を中心に、2023年も引き続きミャンマー情勢を注視していく必要があるようです。

（ご参考）

本レター第120号（2021年2月号外）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00047293/20210201-042135.pdf>

MHM Asian Legal Insights

②：ミャンマー中央銀行による外国為替管理の強化～外資企業に対する強制兌換措置免除の再導入

ミャンマー国内の外貨不足を受けたミャンマー中央銀行（Central Bank of Myanmar：「CBM」）による外国為替管理措置（「本外為替管理措置」）の導入とその後の経過については、本レター第 136 号（2022 年 4 月号外）以降の各号においてお伝えしたとおりです。

2022 年 9 月以降、本外為替管理措置に関する特段の動きは見られませんでした。2022 年 12 月 30 日付けで、CBM は、ミャンマー国内の金融機関宛の書簡で本外為替管理措置に関する新たな取扱いを通知（「本通知」）しました。

本外為替管理措置は、外国通貨のミャンマーチャットへの転換義務（「強制兌換措置」）と、外貨送金の実施に関する事前承認取得義務（「外貨送金規制」）をその内容とするものです。強制兌換措置については、その適用が除外される事業や機関（「免除事業」）は CBM が指定することができることとされており、これまでに、ミャンマー投資委員会（MIC）からの承認を受けた企業や、経済特区（SEZ）における事業等が免除事業として指定されています。本通知では、CBM 傘下の外国為替監督委員会（Foreign Exchange Supervisory Committee：「FESC」）の決議に基づき、外資持分が 35%を超える全ての会社（「外資会社」）を強制兌換措置の対象外とし、これらの会社による外貨の自己使用及び銀行への売却を認める旨が示されています（ただし、農畜産物の輸出取引より得た外貨については、引き続き強制兌換措置の対象となります。）。また、外貨送金規制については引き続き適用され、外貨送金の実施に際しては FESC の事前承認を取得する必要があります。

もっとも、CBM では、2022 年 6 月に外国資本が 10%以上を保有する会社を免除事業に指定したにもかかわらず、1 か月足らずのうちに当該指定を取り消すなど、これまで二転三転した経緯があります。本通知は金融機関への指示の形で発出されたものによらず、状況に応じて容易に変更が可能であることに加え、上記のような過去の経緯も踏まえ、今後も短期間で取扱いが変更される可能性も否定できないように思われます。引き続き CBM の動向は注視していく必要があるようです。

（ご参考）

本レター第 136 号（2022 年 4 月号外）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00064325/20220408-041318.pdf>

本レター第 141 号（2022 年 8 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00065313/20220822-102318.pdf>

③：商標法の施行に向けた動き

本ニュースレター第 116 号（2020 年 10 月号）でお伝えしたとおり、ミャンマーでは、

MHM Asian Legal Insights

2020年10月1日より、商標法（Trademark Law）の施行に先立って、商業省（Ministry of Commerce : 「MOC」）による既存商標の先行申請の受付（「ソフトオープン」）が行われてきました。当時は、MOCは2021年4月の商標法施行を目指しており、その6か月前から先行申請を受け付ける形で、上記のような運用が開始されたものと見られていました。しかし、その後のCOVID-19の感染拡大や国家緊急事態宣言の発出に伴うミャンマー国内の政情の混乱もあり、2021年4月以降も、MOCから特段のアナウンス等のないまま、商標法は未施行の状態が続いていました。そのような中、MOCの知的財産局（Department of Intellectual Property）は、2023年1月12日付けで、商標法が2023年3月にも施行される見通しであることを公表しました。

なお、2020年10月以降のソフトオープン期間における既存商標の先行申請は、商標法の施行までの対応が必要とされています。そのため、ミャンマーでの使用が見込まれる商標について先行申請が未了な場合は、早急に対応を進める必要があります。また、既に先行申請については対応をしている場合でも、手続を完了するには、MOCの定めるところに従って登録料の払込まで行う必要があることに注意が必要です。登録料の支払についても、詳細は商標法の施行に先立ってMOCから公表があるようです。当事務所では、今後も商標法をめぐるMOCの動向を注意深くフォローし、タイムリーな情報発信に努めてまいります。

（ご参考）

本レター第116号（2020年10月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00043326/20201020-112005.pdf>

弁護士 武川 丈士

☎ +95-1-9253652（ヤンゴン）

✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +95-1-9253653（ヤンゴン）

✉ kana.manabe@mhm-global.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-9253654（ヤンゴン）

☎ 03-6266-8566（東京）

✉ atsushi.inoue@mhm-global.com

2. タイ：「デジタルプラットフォームサービス」への規制

2022年12月23日、タイ電子取引法（Electronic Transaction Act, B.E. 2544 (2001)）に基づき制定された Royal Decree on Operation of Digital Platform Services Which Require Notification（「本勅令」）が官報に掲載されました。本勅令は官報掲載日から240日後の2023年8月20日に施行されます。

MHM Asian Legal Insights

(1) 「デジタルプラットフォームサービス」の定義

本勅令の趣旨は、サービスの提供がタイの国内又は国外から行われるかにかかわらず、タイの消費者にサービスを提供することを目的としたデジタルプラットフォームを規制する点にあります。本勅令の対象となる「デジタルプラットフォームサービス」は、「有償か無償かを問わず、電子的取引を目的として、コンピュータネットワークを通じて、企業、消費者、又はサービスの提供を受ける者を媒介するために、データを管理する電子媒体を提供するサービス」と定義されています。ただし、デジタルプラットフォーム事業者又はその関連会社からのみ商品又はサービスを提供することを目的とするものは、第三者への提供か、関連会社への提供かを問わず、「デジタルプラットフォームサービス」に該当しないものとされています。

(2) 規制対象となる「デジタルプラットフォームサービス」

以下の基準を満たす「デジタルプラットフォームサービス」を提供する者（「デジタルプラットフォーマー」）は、原則として事業を開始する前に電子取引開発局（Electronic Transactions Development Agency:「ETDA」）への届出が必要となるほか、下記(4)記載の各義務を負うことになります。

- (a) タイ国内において「デジタルプラットフォームサービス」を提供することによる総収入が、事業者が個人の場合は180万バーツ超（約700万円）、法人の場合は5,000万バーツ超（約1億9,600万円）の「デジタルプラットフォームサービス」。
- (b) ETDAが定める基準に従って算出されるタイ国内での月間利用者数が5,000人を超える「デジタルプラットフォームサービス」。

ただし、上記の基準に該当しない「デジタルプラットフォームサービス」事業者も、事業開始前及び毎年一度、ETDAにプラットフォームの概要の届出を行う必要があります。

なお、タイ中央銀行（Bank of Thailand）や証券取引委員会（Securities and Exchange Commission）が監督するデジタルプラットフォームには本勅令は適用されません。

(3) タイ国外のデジタルプラットフォーマー

本勅令は域外適用を前提としており、海外のデジタルプラットフォーマーがタイ国内の消費者にサービスを提供することを目的としている場合も、本勅令の適用対象となります。タイ国外のデジタルプラットフォーマーが以下のいずれかの条件を満たす場合、タイ国内の消費者にサービスを提供することを目的としているとみなされます。

MHM Asian Legal Insights

- (a) プラットフォームの全部又は一部がタイ語で表示されている。
- (b) プラットフォームがタイに関するドメイン名（例：「.th」又はタイを示すその他のドメイン名）を使用している。
- (c) プラットフォームがタイの通貨による支払を受け入れている。
- (d) プラットフォーム上で発生する取引について、準拠法がタイ法、又は管轄がタイの裁判所とされている。
- (e) タイ国外の「デジタルプラットフォームサービス」事業者が、特にタイ国内にいる利用者がプラットフォームを見つけることができるようにするため、SEOサービスを利用している。
- (f) プラットフォームがタイ国内にカスタマーサポートセンター（事務所、部門、又は担当者）を有している。
- (g) その他別途電子取引委員会（Electronic Transaction Committee）の定める基準を充足している。

(4) デジタルプラットフォームの義務

(a) 届出

デジタルプラットフォームは、上記(2)のとおり、事業開始前に ETDA に届出を行う必要があります。また、本勅令施行前から「デジタルプラットフォームサービス」を提供している事業者は、本勅令施行後 90 日以内に ETDA に届出を行う必要があります。他方、電子取引委員会は、他の法令による規制を受けている一部の事業者に対して、その裁量により当該義務を免除することができるものとされています。届出を行う内容の詳細及び手続については、下位法令で定められる予定です。

(b) 年次報告書の提出

デジタルプラットフォームは、会計年度末から 60 日以内に、ETDA が公表する様式に従って年次報告書を作成し、ETDA に提出しなければならないものとされています。

(c) 利用規約

デジタルプラットフォームは利用規約を公開する必要があるものとされており、本勅令には利用規約において最低限記載が必要な事項が定められていますが、ETDA は透明性確保のために、利用規約に関して更に具体的な規定を告示で定めることができるものとされています。

(d) タイ国内窓口の設置

タイ国外のデジタルプラットフォームは、タイ国内において ETDA 等の当局とのやり取りのための窓口を設置する必要があります。

MHM Asian Legal Insights

(5) 罰則**(a) 事業停止命令**

本勅令に違反したデジタルプラットフォームに対して、ETDA はその違反が是正されるまで当該デジタルプラットフォームの事業の停止を命ずることができるものとされています。また、ETDA による事業停止命令後 90 日以内に違反が是正されない場合、当該デジタルプラットフォームの届出は取り消されます。

(b) 刑事責任

デジタルプラットフォームが上記(4)(a)の ETDA への届出を怠った場合、又は ETDA による事業停止命令に従わなかった場合、1 年以下の禁固若しくは 10 万バーツ（約 39 万 1,000 円）以下の罰金を科され、又はこれらが併科される可能性があります。また、違反者が法人の場合には、取締役その他の責任者も同様の刑罰を科される可能性があります。

タイ弁護士 パヌパン・ウドムスワンナクン
☎ +66-2-009-5152 (バンコク)
✉ panupan.u@mhm-global.com

弁護士 山本 健太
☎ +66-2-009-5099 (バンコク)
✉ kenta.yamamoto@mhm-global.com

3. インド：個人情報保護法の新法案の上程

本レター第 142 号（2022 年 9 月号）でお伝えしたとおり、2019 年 12 月にインド下院（Lok Sabha）に提出された 2019 年個人情報保護法案（Personal Data Protection Bill, 2019：「旧法案」）は、2022 年 8 月 3 日にインド政府により突如として撤回され、現地報道によれば、インド政府が新法案を上程する予定であるといわれておりました。

そして、2022 年 11 月 18 日、電子情報技術省（Ministry of Electronics and Information Technology）は撤回した旧法案に代わる 2022 年デジタル個人情報保護法（Digital Personal Data Protection Bill, 2022：「新法案」）を上程し、同年 12 月 17 日を期限としてパブリックコメントを募りました。

本レターでは、この新法案の概要をお伝えします。

(1) 簡素化・包括化

新法案は、全 98 条からなる旧法案から大幅に条文数を削減し、全 30 条の構成となっており、簡素化が図られています。その一方で、新法案に沿った規則の作成権限を中央政府に与えており、今後規制の詳細を中央政府が規定することが可能な建付けと

MHM Asian Legal Insights

なっています。新法案が施行された場合、下位規範となる規則によってどのような規制が新設されることとなるかについては注視が必要です。

(2) センシティブ個人情報・重大個人情報といった分類の不採用

旧法案では、個人情報につき、センシティブ個人情報や重大個人情報といった分類を採用し、分類ごとに越境移転やデータ・ローカライゼーションに関する規制を個別に規定することが予定されていました。

しかし、新法案では、このセンシティブ個人情報や重大個人情報といった分類は採用されず、①オンラインで収集された個人情報と、②オフラインで収集されたがデジタル化されている個人情報を規制の適用対象とすることとされました。なお、新法案では、オフラインで収集され、デジタル化されて「いない」個人情報は規制の適用対象外と規定されているため、仮にパブリックコメントに基づいて修正されずに新法案がそのまま成立すると、これらの個人情報は引き続き個人情報保護法における保護の対象外とされる可能性があります。

また、旧法案で存在した、センシティブ個人情報や重大個人情報といった分類を前提とした当該分類ごとの越境移転やデータ・ローカライゼーションに関する規制の設定は見送られ、その代わりに、中央政府がインド国外への個人情報の移転に関する条件を設定できる旨の規定が置かれる、という建付けとなりました。

(3) データ主体 (Data Principal) からの同意の取得

新法案において、Data Fiduciary (「データ受託者」) が個人情報を特定の目的のために処理するためには、対象となる個人情報を特定し、Data Principal (「データ主体」) に対して適切に説明を行った上で、データ主体からその自由な意思に基づく明確な同意を取得することが要求されています。

その上で、データ主体が同意したとみなされる状況についても規定が設けられました (いわゆる同意みなし規定)。当該規定では、データ主体が同意したとみなされる状況が列挙されており、具体的な場面の例示も記載され、読み手にとって理解しやすい工夫がなされています。

(4) データ受託者 (Data Fiduciary) ・重要データ受託者 (Significant Data Fiduciary) の義務

新法案では、データ受託者に対して、2022 年デジタル個人情報保護法の遵守義務や合理的な保護措置による個人情報の保護義務等を負わせています。さらに、中央政府が認定する Significant Data Fiduciary (「重要データ受託者」) については、重要データ受託者を代表する「データ保護責任者 (Data Protection Officer)」を置く義務や重

MHM Asian Legal Insights

要データ受託者の 2022 年デジタル個人情報保護法の遵守状況を評価する独立個人情報監査人を置く義務等の追加的な義務が課されています。重要データ受託者に該当するか否かは、①処理する個人情報の量やセンシティブ性、個人情報保護侵害のリスクといった具体的な要素、②インドの支配性や統一性に対する潜在的な影響や国家安全や公序といった抽象的な要素も勘案された上で中央政府により決定されます。

(5) 罰則

新法案では、2022 年デジタル個人情報保護法の不遵守に対し、最大で 50 億インドルピー（約 80 億円）の罰金が課される旨の罰則が置かれています。

その他にも、新法案では、データ主体の権利・義務、18 歳未満の個人に関する情報の処理、インド情報保護委員会（Data Protection Board of India）の設置等が規定されています。

新法案が今般提出された内容で議会にて承認されて法律として施行されるか、施行されるとしても、下位規範となる規則によってどのような規制が新設されることとなるか等、その運用は未知数な部分が多いため、今後の動向を引き続き注意深く見守っていく必要があるといえます。

（ご参考）

本レター第 142 号（2022 年 9 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00065463/20220920-112844.pdf>

弁護士 小山 洋平

☎ 03-5220-1824（東京）

✉ yohei.koyama@mhm-global.com

弁護士 臼井 慶宜

☎ 06-6377-9405（大阪）

✉ yoshinori.usui@mhm-global.com

弁護士 御代田 有恒

☎ 03-6266-8989（東京）

✉ aritsune.miyoda@mhm-global.com

4. ベトナム：担保登記に関する新政令の施行

ベトナムでは、2022 年 11 月 30 日、担保登記に関する旧政令 No.102/2017/ND-CP（「政令 102 号」）に代わる新政令 No.99/2022/ND-CP（「新政令 99 号」）が公布され、（一部の規定を除いて）2023 年 1 月 15 日より施行されています。

新政令 99 号では、関係法令との整合性を図るとともに担保登記に関する手続を刷新して担保登記実務を改善することが企図されています。その規定内容は多岐に亘ります

MHM Asian Legal Insights

が、本稿ではその一部をご紹介します。

(1) 担保登記対象事項の包括的な定め

ベトナムにおける担保取引については、一定の場合に担保物の種類等に応じて所管当局への担保登記が要求される場所、政令 102 号においても、どのような場合が担保登記の対象となるかに関する規定が置かれていましたが、その内容は必ずしも包括的ではありませんでした。これに対し、新政令 99 号では、担保登記の対象となる場合を一般化し、以下のように列挙の上、分類しています。

- (a) 民法及び関連法令に規定された抵当権、質権又は所有権留保の設定の登記
- (b) 担保権設定者と担保権者との間の合意に基づく又は担保権者の請求に基づく登記（ただし、先取特権を除く）
- (c) 複数の債務の履行を担保するために担保権が設定され複数の当事者が連帯して担保権を保有する場合又は担保権設定者と担保権者が合意した場合における担保権実行の通知の登記
- (d) (a)から(c)の登記内容の変更又は抹消の登記

その上で、新政令 99 号は、担保物の種類ごとに、各担保登記機関への登記の対象事項を整理しています。例えば、土地使用权及び土地上の資産については、以下の各場合が、その担保登記機関である土地登記局（Land Registration Offices）への登記事項となる旨規定されています。

担保登記が必要となる場合	当事者の請求により登記できる場合
(a) 土地使用权に対する抵当権の設定	(a) 未完成の住宅及びその他の土地上の財産に対する抵当権の設定
(b) 土地使用权証書等において所有権が証明されている住宅及びその他の土地上の財産に対する抵当権の設定	(b) 住宅以外の土地上の財産であって法律により登記が要求されておらず、かつ、未登記のものに対する抵当権の設定
(c) 住宅建設プロジェクト、非住宅建築物建設プロジェクト、農業投資プロジェクト、森林開発プロジェクト、その他の投資プロジェクトであって国から土地使用料付きで割り当てられた土地又はリース料一括払いでリースを受けた土地を使用するものに対する抵当権の設定	(c) 住宅売買契約又はその他の土地上の財産の売買契約に基づく財産権の抵当権設定登記を、住宅又は土地上の財産の抵当権設定登記へと変更すること
(d) (a)から(c)に定める場合の登記内容の変更又は抹消の登記	(d) 土地使用权及び土地上の財産に対する担保権の実行通知の登記
	(e) (a)から(c)に定める場合の登記内容

MHM Asian Legal Insights

の変更又は抹消の登記

(2) 担保登記フォームの刷新

政令 102 号の下においては（その下位通達によって）登記類型ごとに担保登記のために担保登記機関に対して提出すべき申請書のフォーマットが存在しましたが、新政令 99 号では、これら申請書のフォーマットが一新され、従前のものに比して担保資産についてより詳細な説明を記入することが想定されているほか、記入方法についてもより詳細な説明が加えられています。

新政令 99 号の施行により、各種財産に対する担保権設定登記の実務に一定の変更が生じ得るものと考えられ、ベトナムにおいて担保権設定を行っている事業者や現地金融機関においては留意が必要です。

弁護士 江口 拓哉
☎ +84-28-3622-2601（ホーチミン）
☎ 03-5223-7745（東京）
✉ takuya.eguchi@mhm-global.com

弁護士 真鍋 佳奈
☎ +84-28-3622-1632（ホーチミン）
✉ kana.manabe@mhm-global.com

弁護士 西尾 賢司
☎ +84-28-3622-2602（ホーチミン）
✉ kenji.nishio@mhm-global.com

弁護士 武川 丈士
☎ +84-24-3267-4101（ハノイ）
✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com

弁護士 岸 寛樹
☎ +84-24-3267-4102（ハノイ）
✉ hiroki.kishi@mhm-global.com

弁護士 大西 敦子
☎ +84-24-3267-4107（ハノイ）
✉ atsuko.onishi@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラム—ジャカルタオフィス業務開始しました！—

2023年1月よりジャカルタオフィスが業務を開始いたしました！今回は、ジャカルタオフィスのご紹介をさせていただければと思います。

ジャカルタオフィスは、ATD Law in association with Mori Hamada & Matsumoto という形でジャカルタのATD Lawという新たに設立された現地法律事務所と業務提携をする形で業務を開始しております（[ジャカルタオフィス業務開始のお知らせ | 森・濱田松本法律事務所 \(mhmjapan.com\)](#)）。

ジャカルタオフィスの開設に伴い、弊所には新たなインドネシア弁護士の仲間がジョインしたことになります。ATD Lawは2022年10月に設立された新たな法律事務所であり、



ATD Law 設立時は Abi 弁護士、Alfa 弁護士、Prayoga 弁護士の弁護士 3 名のみでスタートいたしました。その後、意欲溢れるインドネシア人アソシエイト弁護士を 7 名採用し（入所するために東ジャワから上京してきたメンバーもいます。）、従来から弊所に所属している Robbie Julius 弁護士（インドネシア法弁護士）やシャハブ咲季弁護士（日本法弁護士、インドネシア国籍）もシンガポールオフィスからジャカルタオフィスに合流し、ジャカルタオフィスには弁護士が現在 12 名在籍しています。

そして、法律事務所の運営は弁護士だけでは成り立たないので現地の日常業務を支えるスタッフの採用も進め、ジャカルタオフィス全体では弁護士・スタッフ合わせて 16 名の所帯となっています。新たにジョインしたメンバーがほとんどですので、日々業務を通じてお互いのことをよく知り、交流を深めるための研修等を開催して、ジャカルタオフィスメンバー間のチームワークを高めているところです。弁護士・スタッフ限らずジャカルタオフィスに所属するメンバーが心身共に快適な環境で業務に取り組むことができるようにすることで、依頼者の皆様に最高のリーガルサービスを提供できるように、全身全霊で取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

MHM Asian Legal Insights

オフィスは現在仮オフィスですが（ジャカルタの District 8 という商業複合ビル群の WeWork に入居しています。）、今年の半ばを目途に同じく District8 に所在するビルにオフィスを構え、移転予定です。ジャカルタ中心部の SCBD（Sudirman Central Business District）と呼ばれるエリアに位置し、交通の便もよく、さながら東京丸の内のような雰囲気（？）がある場所ですので、オフィス移転の際には、是非お越しいただければと思います。



（弁護士 竹内 哲）

MHM Asian Legal Insights

セミナー・文献情報

- セミナー [『グローバルデータコンプライアンス～世界各国のデータ保護法の最新動向～（2022年11月・12月）』](#)
視聴期間 2022年11月2日（水）～2023年3月31日（金）配信
講師 岡田 淳、田中 浩之、竹内 哲、森 規光、西尾 賢司、細川 怜嗣、北山 昇
主催 森・濱田松本法律事務所
【お申込みに関して】
会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー [『「ビジネスと人権」今、企業に求められる取組み～経産省ガイドラインやウイグル強制労働防止法等の国内外の急激な動きの中で舵を取る～』](#)
視聴期間 2022年12月5日（月）10:00～2023年2月6日（月）17:00 配信
講師 梅津 英明
主催 株式会社商事法務

- セミナー [『経済安全保障推進法の政省令等の最新状況について』](#)
視聴期間 2022年12月26日（月）～2023年2月3日（金）配信
講師 梅津 英明、大川 信太郎
主催 森・濱田松本法律事務所
【お申込みに関して】
会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー [『一歩先の「ビジネスと人権」と人権デュー・ディリジェンス～理想と現実の間で、どう対応すべきか～』](#)
開催日時 2023年1月30日（月）13:00～16:00
講師 梅津 英明
主催 一般社団法人企業研究会

MHM Asian Legal Insights

- セミナー [『ケーススタディで理解する カーブアウト M&A の基礎とノウハウ ～多国籍カーブアウト事例で分かりやすく解説～』](#)

開催日時 2023年2月6日（月）10:00～12:00

講師 佐藤 典仁

主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー [『第 5068 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「ビジネスと人権を巡る最新動向と実務対応～日本政府ガイドライン及び米国のウイグル強制労働防止法を含めて～」』](#)

開催日時 2023年2月9日（木）13:30～15:30

講師 梅津 英明、御代田 有恒

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- 論文 「J-REIT の開示について考える～S-REIT を中心に海外 REIT とも比較して～」

掲載誌 ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.70

著者 佐伯 優仁（共著）

NEWS

- Chambers Asia-Pacific 2023 にて高い評価を得ました

Chambers Asia-Pacific 2023 で、当事務所は日本における複数の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士がその分野で高い評価を得ました。さらにタイ（Chandler MHM Limited）、ミャンマー（Myanmar Legal MHM Limited）、及びベトナムにおいても複数の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士がその分野で高い評価を得ております。

- ジャカルタオフィス業務開始のお知らせ

当事務所は、2023年1月1日より、インドネシアの現地法律事務所である ATD Law との業務提携を開始し、ATD Law in association with Mori Hamada & Matsumoto という形で、弊事務所のジャカルタオフィスとして、本格的な業務を開始いたしました。

ジャカルタオフィスには、パートナーの竹内 哲 弁護士が所属予定であることに加え、アソシエイトのシャハブ 咲季 弁護士が常駐いたします。竹内弁護士は、M&A/コーポレートの分野において高い専門性を有し、ジャカルタ駐在（2014年～2017年）後、シンガポールから東南アジア全域の M&A 案件及びインドネシア案件（M&A、ジョイント・ベンチャー、労務、贈収賄、不正調査、債権回収、倒産、紛争解決等）を幅広く手掛けて参りました。

MHM Asian Legal Insights

ATD Law は、2022 年 10 月に開設した現地法律事務所であり、インドネシアにおいて既に高い評価を受けており、M&A/コーポレート/金融/通信/テクノロジー分野への知見が特に深い Abadi Abi Tisnadisastra 弁護士が代表を務めます。また、ATD Law には、バンキング・ファイナンス分野への知見が深い新進気鋭の Alfa Dewi Setiawati 弁護士がパートナーとして、また、当事務所のシンガポールオフィスにて幅広いインドネシア案件を長年手掛けてきた Robbie Julius 弁護士がカウンセラーとして参画し、弁護士数 10 名を擁する体制となっており、インドネシア業務に関して幅広いリーガル・サービスを提供できる体制が整いつつあります。

インドネシアは、法制度・実務運用が複雑であり従来よりリーガルニーズが高い国ですが、今後更に巨大な消費マーケットに裏打ちされた各種産業の多様化・深化が見込まれ、そのリーガルニーズも日々多様化しています。ジャカルタオフィスでは、ジャカルタの現地から、当事務所がこれまで培ってきたインドネシア案件の豊富な経験も活かし、多様化するクライアントの皆様からのニーズに対して、最良のクライアント・サービスを提供できるよう取り組んで参ります。そして、当事務所の日本・シンガポール・バンコク・ベトナム・ミャンマー・中国の各オフィスのメンバーとも協働することにより、国内外の幅広いクライアントの皆様からの多様なご依頼へ対応することを通じて、さらなるリーガル・サービスの向上、インドネシア業務の深化を目指します。

ジャカルタオフィス、当事務所の全弁護士の総力を結集して、インドネシアを含むアジア全体でのニーズ、グローバルなニーズにも対応できる体制を充実させることにより、クライアントの皆様への Firm of Choice であり続けられるよう、事務所一丸となって取り組んで参る所存です。

令和 5 年 1 月

森・濱田松本法律事務所

ジャカルタオフィスの概要

[ATD Law in association with Mori Hamada & Matsumoto](#)

(森・濱田松本法律事務所 ジャカルタオフィス*) *提携事務所

Revenue Tower, 25F, SCBD, Lot 13 District 8,

Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53, DKI Jakarta 12190, Indonesia

➤ パートナーおよびカウンセラー就任のお知らせ

本年 1 月 1 日付にて、下記の 18 名の弁護士および 1 名の税理士がパートナーに就任いたしました。

MHM Asian Legal Insights

【パートナー】

濱 史子、西本 良輔、野間 裕亘、若林 功晃、北 和尚、佐藤 喬洋、北山 昇、喜多野 恭夫、川端 遼、五島 隆文、立石 光宏、金村 公樹、御代田 有恒、廣田 雅亮、内津 冬樹、福田 剛、奥田 亮輔、パヌパン・ウドムスワンナクン

【パートナー税理士】

間所 光洋

また、同日付で 16 名の弁護士および 1 名の税理士がカウンセルに就任いたしました。

【カウンセル】

森田 茉莉子、秋月 良子、島田 里奈、白根 央、蔦 大輔、石田 渉、二村 佑、桑原 秀明、立川 聡、笠間 周子、ソニ・ティワリ、パタナワツ・ナンタウォーワツ、ピティポーン・アナンタセツ、サランポーン・チャイアナン、ピヤワンニー・ワタナサコンパン、ジラユ・サングァンケーウ

【カウンセル税理士】

丸山 木綿子

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。

引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

➤ 新人弁護士（42名）が入所しました

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com